平成２７年（フ）第１７号
奈良市鳥見町４丁目２番地　富雄団地10―203号、開始決定時の住所奈良市鳥見町４丁目２番地　富雄団地10―403号
破産者　太田原貴敏
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１３号
奈良県香芝市瓦口2112番地　クレセントビラ香芝703号、前住所奈良県葛城市兵家1467番地４
破産者　ハマダ石油商事こと　濱田登美子
1　決定年月日　平成27年11月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第３０号
岩手県釜石市箱崎町第５地割19番地１　釜石市箱崎町仮設団地Ｂ－１－６号室、開始決定時の住所岩手県釜石市箱崎町第５地割19番地１　箱崎町仮設団地Ｂ－３－５号室
破産者　武田　朝勝
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２７年（フ）第７３号
埼玉県行田市押上町16番地25　エルディム小暮201号、旧住所埼玉県行田市大字白川戸207番地２
破産者　野口　武雄
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１７４０号
大阪府東大阪市日下町４丁目３番15―603号、開始決定時の住所名古屋市守山区森孝２丁目928番地　ライオンズマンション森孝502号
破産者　佐藤　孝也
1　決定年月日　平成27年11月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３６号
金沢市円光寺本町12番１号　北島マンション302号、従前の住所金沢市桜町10番44号
破産者　増山材木店こと　増山　義久
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７９号
静岡県伊豆市上船原1121―36　「開耶」内
破産者　佐藤　幸宏
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１６３号
静岡県伊豆の国市四日町663番地の２
破産者　川村　　文
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第９３号
三重県伊賀市西明寺2223番地の１　芭蕉パレス104、破産手続開始決定時の住所三重県伊賀市服部町３丁目73番地の３
破産者　福岡　　大
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第１２７９号
滋賀県東近江市佐野町675番地　フローラルフィールド102号室、前住所京都市伏見区桃山町養斉13番地７
破産者　中村　紀彦
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３３８号
京都市伏見区淀美豆町322番地１
破産者　大原多恵子
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１８１号
和歌山市中之島667番地の10
破産者　布施るり子
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１０３号
高知市愛宕町４丁目17番28号　エクセルハウス三園Ⅱ・405
破産者　山本　直哉
1　決定年月日　平成27年11月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第６０号
大阪府泉南郡熊取町山の手台２丁目６番６号
破産者　吉野　　勝
1　破産債権の届出期間　平成27年12月16日まで
2　一般調査期日　平成28年２月１日午後１時30分
平成27年11月16日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第６１号
大阪府泉南郡熊取町山の手台２丁目６番６号、開始決定時の住所大阪府泉佐野市旭町５番20号
破産者　吉野健治郎
1　破産債権の届出期間　平成27年12月16日まで
2　一般調査期日　平成28年２月１日午後１時30分
平成27年11月16日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１４０２号
名古屋市中区上前津２丁目５番25号　ナゴヤセンタータワー1302号
破産者　石川　芳男
1　破産債権の届出期間　平成27年12月17日まで
2　一般調査期日　平成28年１月28日午前11時30分
平成27年11月17日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７７７号
埼玉県上尾市大字上549番地７
破産者　澁谷　恒夫
1　破産債権の届出期間　平成27年12月18日まで
2　一般調査期日　平成28年１月26日午前11時30分
平成27年11月17日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係